



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2019 年第 2 号

今回のテーマ：個人所得税の源泉徴収額に関する計算

個人所得税法の改正後、源泉徴収義務者は個々の納税者と所得項目に基づき、異なる方法を用いて源泉徴収額の計算をしなければならない。

今回は新個人所得税法の累計源泉徴収法を紹介し、事例も併せて説明する。

主な内容

一．源泉徴収の所得項目

- 源泉徴収の所得項目は以下の通り：

- ① 給与・賃金所得；② 労務報酬所得；③ 原稿料所得；④ 特許権使用料所得；⑤ 利息・配当・特別配当所得；⑥ 財産賃貸所得；⑦ 財産譲渡所得；⑧ 一時所得

二．総合所得の税額計算

- 居住者個人の総合所得

所得項目	居住者個人		
	適用税率	納税方法	計算方法
① 給与・賃金所得	個人所得税源泉徴収税率表一 (致同 Japan Desk News Flash 2019 年第 1 号参照)	月次	(1) 累計源泉徴収所得額の計算方法 累計源泉徴収所得額 = 累計収入額 - 累計免税収入額 - 累計基礎控除額 - 累計特別控除項目額 - 累計特別付加控除額 - 法律で認められるその他控除の累計額 (2) 毎月の源泉徴収額の計算方法 当月の源泉徴収額 = (累計源泉徴収所得額 × 源泉徴収率 - 速算控除額) - 累計減免税額 - 累計源泉徴収済額
② 労務報酬所得	個人所得税源泉徴収税率表二	月次 或いは 都度	(1) 累計源泉徴収所得額の計算方法 源泉徴収所得額 = 収入額 - 毎回の収入額 - 基礎控除額 原稿料所得の収入額はその収入額の 70% に対して税額を計算する。②から④の総合所得について、一回の収入額が四千元以内の場合、基礎控除額は八百円とする；一回の収入額が四千元以上の場合、基礎控除額は当該所得の 20% とする。 (2) 源泉徴収額の計算方法 源泉徴収額 = 源泉徴収所得額 × 源泉徴収税率 労務報酬所得は個人所得税源泉徴収税率表二（下表）を適用。原稿料所得及び特許権使用料所得は源泉徴収税率 20% を適用。
③ 原稿料所得	20%		
④ 特許権使用料所得	20%		

個人所得税源泉徴収税率表二（居住者個人の労務報酬所得に適用される税率）

級数	源泉徴収所得額	源泉徴収税率（％）	速算控除額(元)
1	20,000 元まで	20	0
2	20,000 元超 50,000 元まで	30	2,000
3	50,000 元超	40	7,000

事例 1

2015 年入社の社員は、2019 年の毎月の給与額が 30,000 元、毎月の基礎控除額は 5,000 元、「三险一金」などの特別控除は 4,500 元である。子女教育、老人扶養の二つの特別付加控除を享受すると更に 2,000 元が控除できる。仮に免税収入及び減免税額が存在しない場合、最初の三ヶ月の源泉徴収額は：

1 月分： $(30,000 - 5,000 - 4,500 - 2,000) \times 3\% = 555$ 元

2 月分： $(30,000 \times 2 - 5,000 \times 2 - 4,500 \times 2 - 2,000 \times 2) \times 10\% - 2,520 - 555 = 625$ 元

3 月分： $(30,000 \times 3 - 5,000 \times 3 - 4,500 \times 3 - 2,000 \times 3) \times 10\% - 2,520 - 555 - 625 = 1,850$ 元

事例 2

ある居住者個人が取得した労務報酬所得が 2,000 元の場合、源泉徴収額は：

源泉徴収所得額：2,000 - 800 = 1,200 元、源泉徴収額：1,200 × 20% = 240 元

事例 3

ある居住者個人が取得した原稿料所得が 40,000 元の場合、源泉徴収額は：

源泉徴収所得額： $(40,000 - 40,000 \times 20\%) \times 70\% = 22,400$ 元、

源泉徴収額：22,400 × 20% = 4,480 元

● 非居住者個人の総合所得

所得項目	非居住者個人		
	適用税率	納税方法	計算公式
給与・賃金所得	個人所得税 源泉徴収税率表三	月次或いは都度	毎月の収入額から五千元の基礎控除額を差し引いた後の残額を課税所得とする。 納付税額 = 課税所得 × 税率 - 速算控除額
労務報酬所得			毎回の収入額を課税所得とする。月額に換算し、非居住者個人の月次税率表を適用する。 納付税額 = 課税所得 × 税率 - 速算控除額
原稿料所得			
特許権使用料所得			

個人所得税源泉徴収税率表三（非居住者個人の給与賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得に適用される税率）

級数	課税所得額	源泉徴収税率 (%)	速算控除額 (円)
1	3,000 円まで	3	0
2	3,000 円超 12,000 円まで	10	210
3	12,000 円超 25,000 円まで	20	1,410
4	25,000 円超 35,000 円まで	25	2,660
5	35,000 円超 55,000 円まで	30	4,410
6	55,000 円超 80,000 円まで	35	7,160
7	80,000 円超	45	15,160

事例 4

ある非居住者個人が取得した労務報酬所得が 20,000 円の場合、源泉徴収額は：
 $(20,000 - 20,000 \times 20\%) \times 20\% - 1,410 = 1,790$ 円

事例 5

ある非居住者個人が取得した原稿料所得が 10,000 円の場合、源泉徴収額は： $(10,000 - 10,000 \times 20\%) \times 70\% \times 10\% - 210 = 350$ 円

三．その他の所得の税額計算

- 源泉徴収義務者は財産賃貸所得、財産譲渡所得、利息・配当・特別配当所得及び一時所得を支払う場合、納税者は居住者であるかに関わらず、下記の方法で源泉徴収をしなければならない。

所得項目	適用税率	計算方法
財産賃貸所得	20%	各回の収入額が四千元以内の場合、基礎控除額は八百円とする； 各回の収入額が四千元以上の場合、基礎控除額は当該所得の 20%とする。残りを課税所得とし、20%の税率を適用する。
財産譲渡所得		財産譲渡収入額から財産原価及び合理的な費用を差し引いた額を 課税所得とし、20%の税率を適用する。
利息・配当・特別配 当所得及び一時所 得		毎回の収入額を課税所得とし、20%の税率を適用する。

- 納税者は経営所得を取得する場合、年度毎に個人所得税を計算し、月次または四半期で予定納税し、当年度終了後三ヶ月以内に確定申告する。経営所得の課税所得は、各納税年度の総売上から原価、費用及び損失を差し引いた額である。

お見逃しなく：

- 「回数ベース」の詳細規定：労務報酬、原稿料所得、特許権使用料所得について、一回限りの収入である場合、当該収入を取得する都度「一回」とみなす；同一のプロジェクトから継続して取得する収入である場合、一ヶ月以内の収入を「一回」とみなす。財産賃貸所得について、一ヶ月以内の収入を「一回」とみなす；利息・配当・特別配当所得について、当該収入を取得する都度「一回」とみなす；一時所得について、当該収入を取得する都度「一回」とみなす。
- 非居住者個人は 1 納税年度内において源泉徴収方法を変更してはならない。居住者個人の条件を満たした時、源泉徴収義務者に基本的情報の変更状況を通知し、年度終了後、居住者として関連規定に従って確定申告をしなければならない。

以上